



メタセコイア

志津小ホームページ https://www.city.sakura.lg.jp/school/shizu_es/

児童数356名

挨拶は心の架橋

校長

新緑が目にしみる清々しい季節を迎えるました。先日は、授業参観、学級懇談会へご来校いただき、ありがとうございました。新しい学年、新しいクラスでの生活にも慣れはじめたところですが、お子様のご様子はいかがだったでしょうか。学年や環境が変わり、気疲れしている子もいるかもしれません。また、5月は不安が大きくなりやすい時期もあります。どうぞ、お子様との会話や体調、表情の様子等から気になることがありましたら、いつでも遠慮なく担任や学校へご相談ください。

さて、私は毎朝、校門で子どもたちを迎えていますが、爽やかな季節のように気持ちよく挨拶をするしづっ子の多いことを日々感じています。はっきりした明るい声で「おはようございます！」と元気いっぱいの子、声量はほどほどですが言葉を大切に丁寧に言おうとする子、ちょっとはにかんで挨拶をする子、挨拶にも個性がありますね。その中にも共通していることがあります。それは、挨拶の時にみんなが目を合わせてくれることです。目が合うだけで、不思議とふっと嬉しさが湧いてくるのですね。なので、例え声が届かなくても、私はとても清々しい気持ちになります。

また、入学してまだ1か月の1年生ですが、笑顔で「おはようございます」と挨拶する子がたくさんたくさんいました。そのキラキラした目の輝きは、「今日もいい1日がスタートできた」という気持ちにさせてくれますね。1年生が上手に挨拶できる陰にはご家庭での習慣がとても大きいと思いますが、もう一つ、6年生を中心とした先輩の在校生が挨拶のお手本を示してくれているからと私は感じています。小学校のことはまだわからないことの多い1年生は、やはり周りの人たちを見て行動します。そして、その在校生の立ち振る舞いを見てそれをまねようとなります。上手にできた時は在校生が褒めてくれたりします。これは、志津小の誇れる良い伝統と思っています。この先も、在校生が1年生の心強い応援団となって、全校が明るく笑顔あふれる学校に育ってくれることを願っています。

＜挨拶の良さ＞

①コミュニケーション力を育む

挨拶をすることで周囲との関係を築きやすくなり、学校や家庭でのコミュニケーション力を自然と向上させることができる。

②自信と自己肯定感を育む

挨拶を習慣化することで相手からの応答を受け取りそれが自信へつながる。その中で、家族や学校の先生からのポジティブな反応があると、「自分が大切にされている」「自分は周りに認められている」という自己肯定感を感じやすくなる。

③社会性を育む

挨拶は人と人をつなぐ基本的な行為であり、他者への関心や思いやりの心を育てる。挨拶が自然にできるようになると、その延長線上で「人を気遣う」「相手の立場を考える」態度も身につけやすくなる。

④問題解決のきっかけになる

小さなトラブルや誤解が生じたときは、まず挨拶を交わすことで状況を柔らかくし、自然な流れで話し合いを進めることができになる。これは、将来の職場や人間関係で、相手と適切な関係を築くことへも繋がっていく。

挨拶の大切さは皆さん十分ご理解されていることだと思いますが、改めて、挨拶の良さを教育の観点から示してみました。これからも、保護者や地域の皆様と協力しながら、挨拶が気持ちよく響き合う学校づくりに努めてまいります。

さあ、明日から5月です。全校遠足（1年生を迎える会）や高学年が参加する陸上競技大会、そして6月開催の運動会の練習が始まることなど、しづっ子たちが楽しみにしている行事が続きます。体調に気を配りつつ、4月の疲れを癒しながら、よいゴールデンウイークをお過ごしください。5月もよろしくお願ひいたします。

令和7年度学校評議員を紹介します

令和7年度の学校評議員は次の5名の方々です。1年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

様

様

様

様

様

学校評議員の皆様には、年間3回の学校評議員会議（学校運営について話し合う会議）や、学校行事への参加等をお願いしております。

佐倉市よりお知らせ

●「第3子以降学校給食費補助金」のご案内

すでにマチコミ配信でもお知らせしましたが再度お知らせいたします。扶養する子が3人以上いる世帯のうち、第3子以降の子が佐倉市立小・中学校に在籍している場合の学校給食費相当額を市が補助します。補助金を受けるためには、毎年、申請が必要になりますので、忘れずに申請してください。申請書等は6月以降に配付予定です。

【お問い合わせ】 佐倉市教育委員会指導課 （☎ 043-484-6193直通）

心の教育相談員　先生、「スクールカウンセラー」　先生の5月の出勤日について

教育相談をいつでも受け付けております。学校までご連絡ください。

※予約制となります。教頭または担任までお知らせください。（☎学校 043-487-0252）

【心の教育相談員　先生】

9日（金）、13日（火）AM、16日（金）、20日（火）、23日（金）、27日（火）

30日（金） 8:00～15:45

【スクールカウンセラー　先生】 19日（月） 9:00～15:45

ゴールデンウィークの過ごし方について

3日（土）～6日（火）まで4連休になります。学校では、けがなく安全に過ごすよう指導しますので、ご家庭におかれましても話題にしてお話をいただきますようお願いいたします。

学校における合理的配慮の提供に係る申し出について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により平成28年4月1日から公立学校において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに合理的配慮の提供が義務となりました。

つきましては、下記を参照の上、お子様の学校生活に関することで相談がありましたら遠慮なく申し出てください。本件の学校での相談窓口は教頭、特別支援教育コーディネーターとなります。

なお、申し出いただいた内容につきましては、校内で十分検討のうえ、本人、保護者の同意を得て、決定していきます。

1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これにより本法が施行される平成28年4月1日以降、公立学校においては、障害者に対して障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となりました。

2 合理的配慮とは

合理的配慮とは障害のある子供が他の子供と平等に勉強や学校生活を送ることができるようになります。

- ① 障害のある子供の状況に応じて行う、必要かつ適当な変更・調整
- ② 障害のある子供の状況に応じて、個別に必要とされるもの
- ③ 体制面、財政面において、学校等の実情と照らして対応できるものとされています。